

## 中国税務速報

2023年8月11日

### 1. 【財政部 税務総局公告 2023 年第 16 号】金融機関の小規模薄利企業向け貸付利息の収益に対する増値税免除政策に関する公告

一. 金融機関が小規模企業、零細企業、個人事業者に対して提供する少額融資から得られる利息収入については、増値税が免除されます。

①金融機関が小規模企業、零細企業、個人事業者に対して提供する、利率が全国銀行間取引市場報告利率（LPR）の 150%以下である単一の少額融資から得られる利息収入については、増値税が免除されます。一方、全国銀行間取引市場報告利率（LPR）の 150%を超える利率で提供される少額融資から得られる利息収入については、現行の政策に基づいて増値税を納付する必要があります。

②金融機関が小規模企業、零細企業、個人事業者に対して提供する単一の少額融資から得られる利息収入のうち、全国銀行間取引市場報告利率（LPR）の 150%以下の金額に相当する部分については、増値税が免除されます。一方、150%を超える金額に相当する部分については、現行の政策に基づいて増値税を納付する必要があります。

金融機関は会計年度ごとに、上記2つの方法のいずれかをその年度の免税適用方法として選択し、一度選択すれば、その会計年度中に変更することはできません。

二. 本公告でいう「金融機関」とは、中国人民銀行、金融監督管理総局の認可を受けて設立され、監督管理当局が前年度に公表した小規模薄利企業向けの融資増加目標を達成した金融機関、および中国人民銀行、金融監督管理総局、中国証券監督管理委員会の認可の下で設立された開発銀行、政策銀行、外資系銀行、非銀行系金融機関を指します。金融機関が小規模薄利企業向けの融資増加目標を達成したかどうかは、金融監督管理総局およびその出先機関の審査結果に基づきます。

三. 本公告でいう「小規模企業」、「零細企業」とは、「中小企業判定基準」（工業情報化部聯企業 [2011] 300 号）に基づいて定義されます。このうち、資産総額と従業員の指標は、融資実行時の実態によって決定されます。一方、営業収入の指標は、融資実行前の 12 ヶ月間の累計数に基づいて決定され、12 ヶ月未満の場合は、以下の計算式に基づいて計算されます。

営業収入（年間）＝企業の実際存続期間の営業収入/企業の実際存続月数×12

四. 本公告でいう「少額融資」とは、単一の取引先に対する与信枠が 1,000 万元以下の小規模企業、零細企業または個人事業者であり、与信枠が設定されていない場合、1,000 万元以下の融資契約金額および融資残高を指します。

五. 金融機関は、関連する免税証明書類を参考のために保管し、免税条件を満たす少額融資の利息収入を個別に会計処理し、現行の規定に従い、主管税務機関において納税申告を行う必要があります。個別に会計処理しない場合は、増値税を免除できません。

六. 金融機関が小規模企業、零細企業、個人事業者に対して、単一の取引先に対する与信枠が 100 万元以下であるか、または与信枠が設定されていない場合、あるいは単一の取引先に対する融資契約金額および融資残高が 100 万元以下である融資から得られる利息収入は、「財政部 税務総局の小規模薄利企業の資金調達支援ための関連税制政策に関する公告」（財政部 税務総局公告 2023 年第 13 号）に基づき、増値税を免除することができます。

七. 本公告は 2027 年 12 月 31 日まで適用されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5210419/content.html>

## 2.【財政部 税務総局公告 2023 年第 18 号】農家世帯、小規模薄利企業および個人事業者に対する融資保証に関する増値税政策の実施継続に関する公告

- 一. 納税者である農家世帯、小規模企業、零細企業、個人事業者が、借入れや債券発行に関連して融資担保を提供し、それにより担保料収入を得る場合、および上記の融資担保（以下、原担保という）に対して再担保を提供し、それにより担保料収入を得る場合については、増値税が免除されます。再担保契約が複数の原担保契約に対応する場合は、原担保契約はすべて増値税免除の対象となります。それ以外の場合は、規定に従い、増値税を納付する必要があります。
- 二. 本公告でいう「農家世帯」とは、郷鎮（城関鎮=全国各地にある鎮、を除く）行政管理区域内に常住（1年以上）している世帯を指します。また城関鎮管轄の行政村内に常住している世帯および地元戸籍ではないが1年以上地元に住居している世帯、国有農場の従業員も含まれます。郷鎮（城関鎮を除く）の行政管理区域内および城関鎮管轄の行政村内にある国有の経済機関、団体、学校、企業および集合住宅も農家世帯に含まれます。但し、地元戸籍を有するものの家族全員が1年以上出稼ぎに出ている世帯は、請負耕地を保留しているか否かにかかわらず、農家世帯には含まれません。農家世帯は世帯を統計単位とし、農業と非農業双方の生産・経営に従事することができます。農家世帯の担保および再担保の判定は、原担保が発効した時点で被担保者が農家世帯に該当するか否かに基づいて行われます。

本公告でいう「小規模企業」、「零細企業」とは、「中小企業判定基準」（工業情報化部聯企業[2011]300号）に基づいて定義されます。このうち、資産総額と従業員の指標は、原担保発効時の実態によって決定されます。一方、営業収入の指標は、12ヶ月間の累計数に基づいて決定され、12ヶ月未満の場合は、以下の計算式に基づいて計算されます。

営業収入（年間）＝企業の実際存続期間の営業収入/企業の実際存続月数×12

納税者は、関連する免税証明書類を参考のために保管し、免税条件を満たす融資担保料収入および再担保料収入を個別に会計処理し、現行の規定に従い、主管税務機関において納税申告を行う必要があります。個別に会計処理しない場合は、増値税を免除できません。

- 三. 本公告は2027年12月31日まで適用されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5210475/content.html>